

社協デイサービスセンター清武重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市花山手東3丁目25番地2
- (3) 電話番号 0985-52-5131
- (4) 代表者氏名 会長 佐山 幸二
- (5) 設立年月 昭和41年11月30日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成22年3月23日指定 宮崎県4571500299号
- (2) 事業所の目的
社協デイサービスセンター清武が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定通所介護事業所（以下「事業所」といいます。）の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従業者」といいます。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な指定通所介護サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 社協デイサービスセンター清武
- (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市清武町西新町8番地6
- (5) 電話番号 0985-64-5320
- (6) 管理者氏名
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の提供その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。
 - ② 事業の実施に当たっては、宮崎市及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月 平成22年3月23日
- (9) 利用定員 30人

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

宮崎市の全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 ただし、年始年末（12月29日～1月3日）を除く
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	月～金 午前9時30分～午後3時50分
サービス提供区分	月～金 6時間～7時間

ただし、営業日以外でも必要に応じてサービスを提供する場合があります。

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	勤 務 体 制
1 管理者	1 名（兼務）
2 生活相談員	1 名（専従）
3 看護職員	1 名以上（兼務）
4 介護職員	1 名以上（非常勤含む）
5 機能訓練指導員	1 名以上（兼務）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1 生活相談員	勤務時間 8：30～17：15
2 看護職員	勤務時間 8：30～17：15
3 介護職員	勤務時間 8：30～17：15

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（自己負担額にみあった額）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

入浴又は清拭を行います。

② 排泄

利用者の排泄の介助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

<サービス利用料金（1回あたり）> （契約書第6条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条 第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用を負担していただきます。

③ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は申し出てください。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ代等

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

【 利用料金内訳 】

(1割負担)

(単位：円)

	基本料金	入浴加算	機能訓練加算	サービス提供 体制強化加算	合 計
介護1	584	40	56	22	702
介護2	689				807
介護3	796				914
介護4	901				1,019
介護5	1,008				1,126

(2割負担)

(単位：円)

	基本料金	入浴加算	機能訓練加算	サービス提供 体制強化加算	合計
介護1	1,168	80	112	44	1,404
介護2	1,378				1,614
介護3	1,592				1,828
介護4	1,802				2,038
介護5	2,016				2,252

(3割負担)

1割負担の概ね3倍の額となります。

- ① 基本料金及びサービス提供体制強化加算の利用料金は1か月ごとの料金になります。
- ② 休まれた時の返金はありません。
- ③ 入浴料金、送迎の料金は基本料金に含まれます。
- ④ 通常の事業実施地域外への送迎については、通常の事業実施地域を超えたところから、片道分1Kmごとに35円で計算した額の送迎費用をお支払いください。
- ⑤ 食事料金は1食ごとに450円をお支払いください。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(2)の料金・費用は、原則として銀行振替にてお支払いください。なお、お支払い方法に関してはご相談を承ります。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止もしくは変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

① キャンセル等に関する規定

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ア 利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合 無料

イ 利用日当日の午前8時までに、体調不良等の理由によりご連絡いただいた場合 無料

ウ 利用日当日の午前8時までにご連絡がなかった場合 450円（昼食食材及び光熱費分）

※ 利用日が月曜日または休日の翌日の場合は、ご注意ください。

② 健康上の理由による中止

風邪や嘔吐下痢、その他感染のおそれのある病気の際は、利用をお断りすることがあります。

ア インフルエンザ・嘔吐下痢については、利用者家族が感染したら3日休み、利用者本人に感染したら5日休みとし、症状が治まってから利用してください。

イ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合には、サービスの内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

ウ 利用中に体調が悪くなった場合には、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

④ 次の場合は、利用の受け入れをお断りすることがあります。

ア 病院受診で遅れて利用される際、午前中に来所できないとき。

イ 病院受診等の理由により、午前中のうちに早退される希望があるとき。

ウ その他、利用時間が3時間未満になると予測されるとき。

6 苦情の受付について（契約書第14条参照）

（1） 苦情相談窓口

① 苦情受付担当者 事業課長

② 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

③ 電話番号 0985—52—5131

④ 苦情解決責任者 事務局長

（2） 当事業所における苦情相談窓口

① 苦情相談受付窓口（担当者） 管理者

② 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

③ 電話番号 0985-55-6207

(3) 行政機関その他苦情受付期間

宮崎市役所 介護保険課	所在地	宮崎市橋通西1丁目1番1号
	電話番号	0985-21-1777
	受付時間	毎週月曜日～金曜日8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	宮崎市下原町231-1
	電話番号	0985-35-5301
	受付時間	毎週月曜日～金曜日8:30～17:15

(4) 第三者評価の実施について

本事業においては、第三者評価の実績はなし。

7. 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置 担当者名

8. 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかにおこなうものとする。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会

社協デイサービスセンター清武

説明者 職 名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

家族代表者又は代理人 住 所

続 柄

氏 名

印